

# 新潟市空き家無料相談会 アンケート結果

新潟市建築部 住環境政策課

本市では、関係団体より御協力いただき、市内に空き家を所有する方を対象とする無料相談会を例年開催しています。毎回アンケートを実施しており、その結果は以下のとおりです。

## 空き家無料相談会とは

○市内に空き家を所有する方を対象として、空き家に関する無料相談を受けるもの

○直近 3 年間の開催状況は以下のとおり(相談者数の括弧書きは募集数を表す)

	開催日	会場	相談者数
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 9 月 1 日	クロスパルにいがた (中央区礎町通 3)	27 (84)
同 第 2 回	平成 31 年 1 月 20 日	東区役所 (東区下木戸 1)	17 (84)
令和元年度 第 1 回	令和元年 8 月 4 日	黒崎市民会館 (西区鳥原)	13 (36)
同 第 2 回	令和元年 12 月 1 日	東区役所 (東区下木戸 1)	12 (36)
令和 2 年度 第 1 回	令和 2 年 9 月 27 日	市役所本館 (中央区学校町通 1)	14 (22)
同 第 2 回	令和 2 年 12 月 6 日	市役所本館 (中央区学校町通 1)	17 (22)

○関係団体は以下のとおり(順不同)

主催： 新潟市

共催： (公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会新潟県本部、  
新潟県土地家屋調査士会、新潟県弁護士会、新潟県司法書士会、  
新潟県行政書士会、(一社)全国空き家相談士協会新潟支部

後援： (公社)新潟市シルバー人材センター、(公社)新潟県建築士会、  
(一社)新潟県建築士事務所協会、新潟地域住宅相談協議会、  
(一社)新潟市造園建設業協会、(一社)新潟県解体工事業協会、  
新潟地方法務局

## アンケート結果

### (1) 相談者の状況(空き家の所有状況)

表 年度別、相談者の状況(空き家の所有状況)

選択肢	H30	R1	R2	計
現在、空き家を所有している	29	15	20	64
将来、今の自宅が空き家になる可能性がある	3	1	5	9
将来、相続等により空き家を所有する可能性がある	8	0	6	14
空き家の利活用について興味がある	0	5	0	5
その他	4	4	0	8

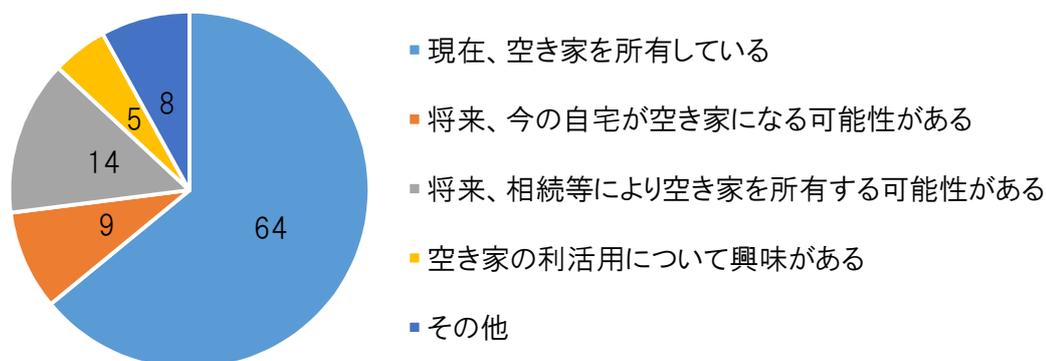


図 相談者の状況(空き家の所有状況)(%・N=100)

### (2) 本相談会を知ったきっかけ

表 年度別、本相談会を知ったきっかけ

選択肢	H30	R1	R2	計
市報	24	11	21	56
市 Web	5	6	6	17
チラシ	9	7	4	20
新聞	5	2	0	7
親族、知人	2	0	2	4
その他	2	5	1	8

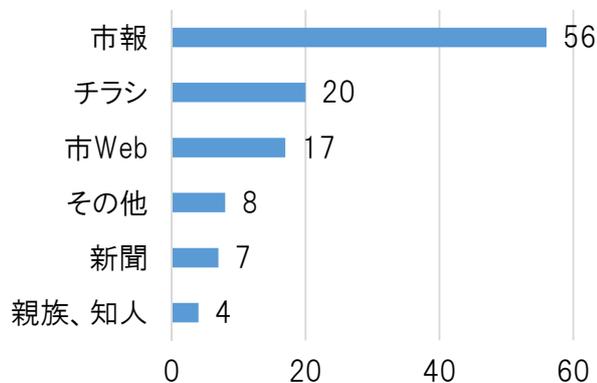


図 本相談会を知ったきっかけ  
(件・N=100・複数回答)

### (3)相談内容

表 年度別、相談内容

選択肢	H30	R1	R2	計
不動産の売買・賃貸	12	21	18	51
空き家の利活用	1	4	13	18
土地の境界	6	4	5	15
相続(遺産分割協議など)	1	3	9	13
権利義務関係書類の作成	1	5	4	10
その他	1	8	1	10
登記	2	1	5	8
不動産の譲渡	1	1	6	8
成年後見	1	3	0	4
相隣関係	0	3	1	4
不動産の共有名義	0	0	1	1

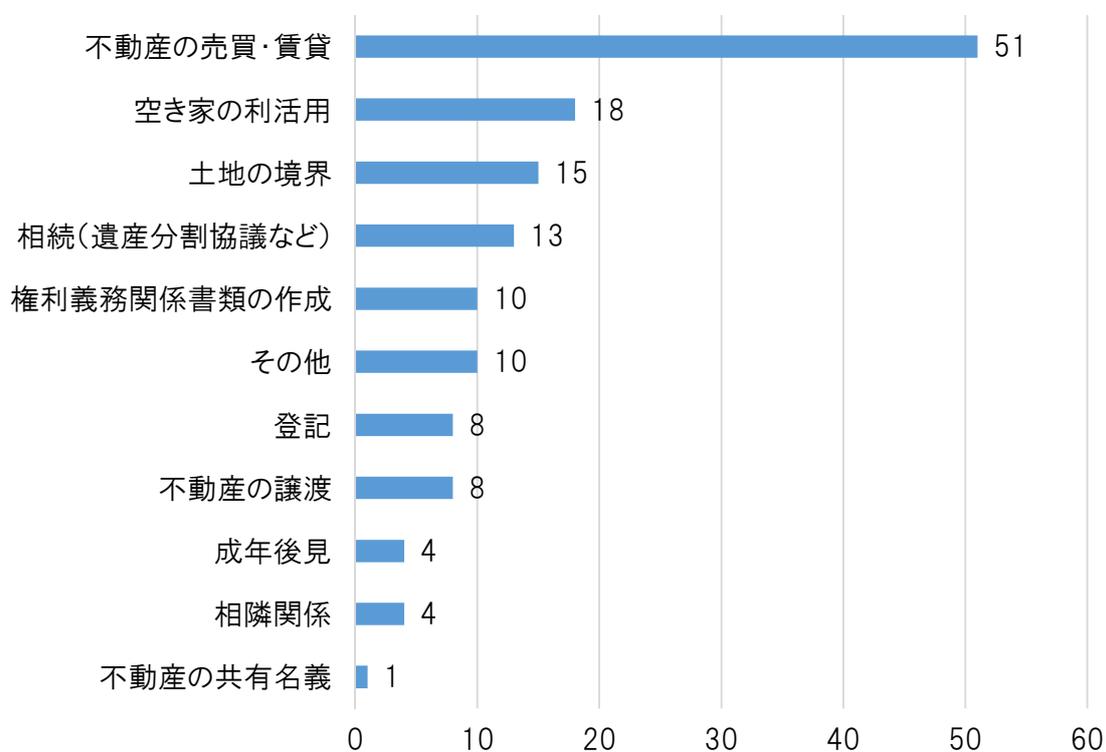


図 相談内容(件・N=100・複数回答)

**(4)本相談会が参考となったか**

表 年度別、本相談会が参考となったか

選択肢	H30	R1	R2	計
参考になった	39	14	18	71
ある程度参考になった	4	7	13	24
あまり参考にならなかった	1	2	0	3
参考にならなかった	0	0	0	0
未回答	0	2	0	2

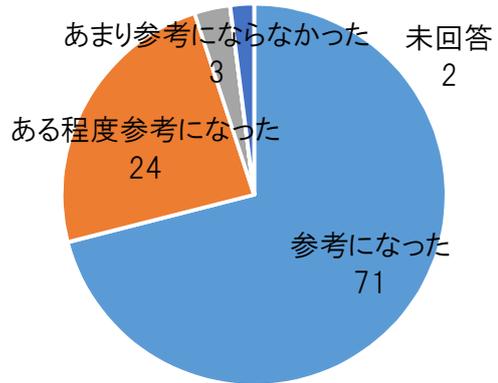


図 本相談会が参考となったか  
(%・N=100)

**(5)相談した不動産(空き家など)を今後どうするか**

表 年度別、相談した不動産を今後どうするか

選択肢	H30	R1	R2	計
売買(建物は除却)	16	6	7	29
売買(建物はそのまま)	15	8	9	32
賃貸	4	2	2	8
賃貸以外の利活用	2	1	2	5
相続、贈与	4	1	5	10
そのまま	4	5	4	13
未回答	3	3	2	8

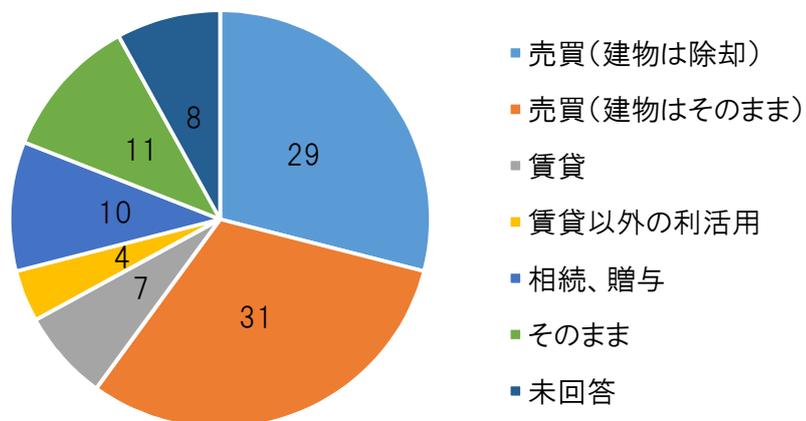


図 相談した不動産を今後どうするか(%・N=100)

## (6)所有する空き家などについて必要としている情報

表 年度別、所有する空き家などについて必要としている情報

選択肢	H30	R1	R2	計
不動産の売買・賃貸の方法	28	19	21	68
売却見込み(需要、売れやすい物件の条件など)	16	8	16	40
近隣の土地などの相場	10	12	11	33
相続、相続放棄などの手続き	7	15	6	28
建物の除却費用	7	3	17	27
土地や建物の税金	10	2	8	20
敷地の境界、境界画定	7	6	3	16
他の権利関係者との調整	6	7	3	16
空き家の各種相談窓口	5	3	8	16
建物の改修費用	5	3	4	12
成年後見などの手続き	2	9	0	11
管理の委託(除草、見回り)	0	3	3	6
その他	0	0	2	2

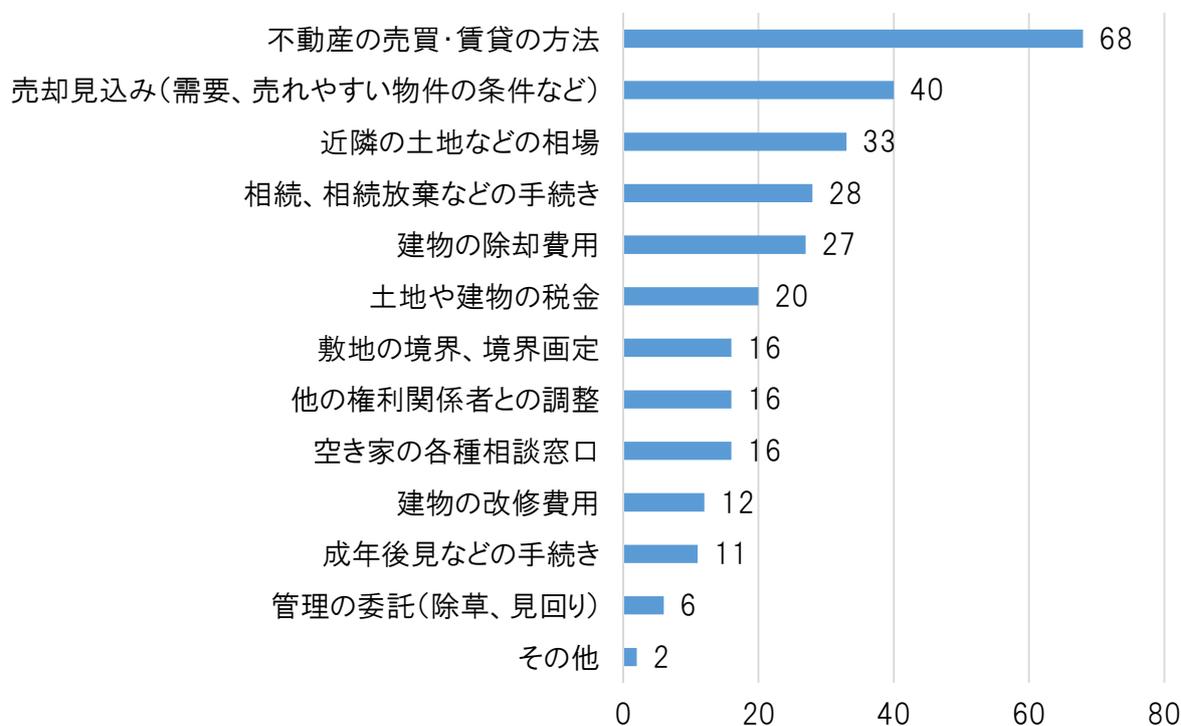


図 所有する空き家などについて必要としている情報(件・N=100・複数回答)

本件に関するお問い合わせはこちらをお願いします

---

新潟市 建築部 住環境政策課 住環境整備室

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 6 階

電話 025-226-2813

Mail [jukankyo@city.niigata.lg.jp](mailto:jukankyo@city.niigata.lg.jp)